

## 成年後見人等の報酬助成に関する調査結果の概要

### 1 調査目的

市長申立て以外の事案における成年後見人等の報酬助成の要件等を検討する。

### 2 調査対象

県内13市

### 3 調査期間

令和3年5月27日～令和3年6月18日

### 4 調査結果

#### (1) 助成対象の申立人（複数回答）

・山口市を含め3市が助成対象を市長申立てに限っている。

項目	回答数	山口市
A 市長	13	○
B 本人	10	
C 配偶者	9	
D 親族	9	
E 成年後見人等	10	

#### (2) 助成対象の類型（複数回答）

・全市がすべての類型を助成対象にしている。

項目	回答数	山口市
A 後見類型	13	○
B 保佐類型	13	○
C 補助類型	13	○

#### (3) 助成対象の資力（複数回答）

・全市が生活保護受給者及び資産、預貯金等が少ない者を助成対象にしている。

項目	回答数	山口市
A 生活保護受給者	13	○
B 資産、預貯金等が少ない者	13	○
C 市長が必要と認める者	10	○

(4) 「資産、預貯金等が少ない者」の内規等の基準

- ・ 山口市を含め7市が基準を定めており、預貯金等が概ね35万円～50万円以下、また、生活保護制度における最低生活費を考慮した基準となっている。

項目	回答数	山口市
A 定めている	7	○
B 定めていない	6	

【内規等の基準】

- ① 預貯金や債券、株式、生命保険等で換金性の高い金融商品の時価額の合計が50万円以下（山口市）
- ② 報酬等を負担することで生活保護法に規定する要保護者となる
- ③ 資産等の額から報酬額を控除した額が必要最低生活費の3月分未満の額で、対象期間の全収入から必要最低生活費を控除した額が報酬額未満
- ④ 生活費、葬祭費用、今後の支出が見込まれる費用などを考慮した預貯金額
- ⑤ 預貯金が50万円以下
- ⑥ 預貯金、現金及び有価証券等の合計額が審判費用に30万円を加えた額を下回る
- ⑦ 手持金を含む預貯金等の合計額が35万円以下（世帯員が複数人いる場合、対象者を除く世帯員1人ごとに必要生活費相当額をこれに加算）

(5) 助成額の上限（月額）

- ・ 山口市を含め大半の市が「成年後見制度利用支援事業（国庫補助）」の参考単価（在宅で28,000円、施設で18,000円）を上限と定めている。

項目	回答数	山口市
在宅生活 28,000円, 施設生活 18,000円	11	○
在宅生活 20,000円, 施設生活 20,000円	2	

(6) 助成対象の住所要件

I 当市で報酬助成の対象となっている成年被後見人等が他市町村へ住民票を異動した場合

- ・ 山口市を含め助成対象を市長申立てに限っている3市は、市長申立てのみ対象、又は対象にしていない。
- ・ その他の市は、申立人を問わず、当市が生活保護の決定を行っている者、入所措置している者、介護保険の保険者である者（住所地特例）、介護給付費・障がいサービスの支給決定を行っている者などを対象にしているものの、市によって対象が異なっている。

項目	回答数	山口市
A 市長申立てのみ対象にしている	2	○
B 申立人を問わず対象にしている	0	
C 対象にしていない	1	
D その他	10	

## II 他市町村で報酬助成の対象となっている成年被後見人等が当市へ住民票を異動した場合

- ・山口市を含め3市は、対象にしていない。
- ・その他の市は、申立人を問わず対象にしているが、他市町村が生活保護の決定を行っている者、入所措置している者、介護保険の保険者である者（住所地特例）、介護給付費・障がいサービスの支給決定を行っている者などは対象にしていないなど、市によって対象が異なっている。

項目	回答数	山口市
A 市長申立て以外を対象にしている	0	
B 申立人を問わず対象にしている	2	
C 対象にしていない	3	○
D その他	8	

### (7) 監督人への報酬助成

- ・全市が対象にしていない。

項目	回答数	山口市
A 対象にしている	0	
B 対象にしていない	13	○

### (8) 令和2年度報酬助成件数（高齢者＋障がい者）

#### I 市長申立分

- ・山口市が11件で一番多い。

件数	回答数	山口市
0件	1	
1～5件	9	
6～10件	2	
11件～15件	1	○

#### II 市長申立以外分

- ・市長申立て以外の事案に対する報酬助成は、概ね年5件以内にとどまっている。

件数	回答数	山口市
0件	6	○
1～5件	6	
6～10件	1	
11件～15件	0	